

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

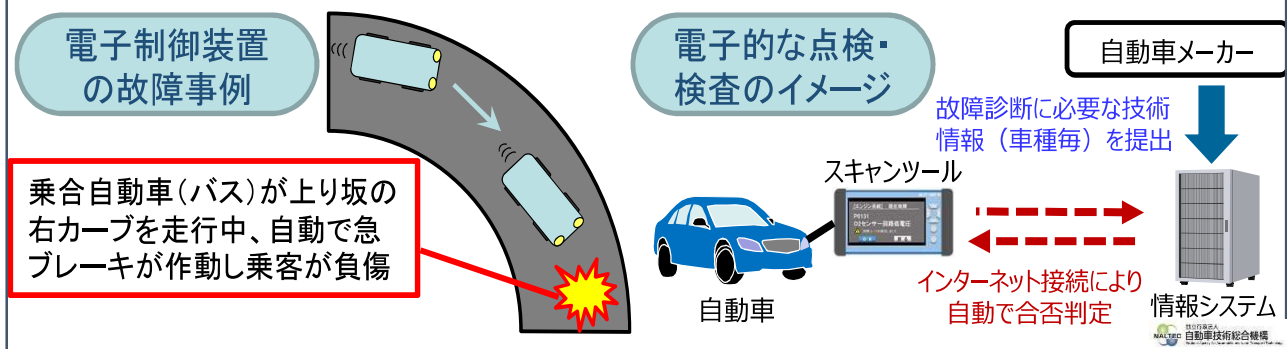
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要な、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済※1によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙※2によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済※3によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金※4でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

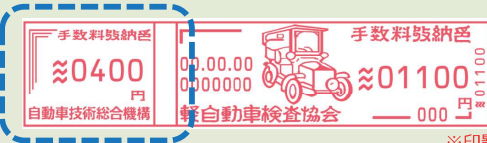
継続検査	手続きの種類	納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円 (oss:1,000円)	-	1,200円 (oss:1,000円)	変更なし	400円	1,600円 (oss:1,400円)
	小型自動車	-	-	-		変更なし	変更なし
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車	1,200円 (oss:1,000円)	-	1,200円 (oss:1,000円)		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

新規検査	手続きの種類	納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円 (oss:1,000円)	-	1,200円 (oss:1,000円)	変更なし	400円	1,600円 (oss:1,400円)
	小型自動車	-	-	-		変更なし	変更なし
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車	1,200円 (oss:1,000円)	-	1,200円 (oss:1,000円)		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

重要なお知らせ

令和3年10月1日より
検査時に支払う法定手数料として
技術情報管理手数料 **400円** が
追加されます。



※印刷例

技術情報管理手数料とは

- ・検査申請の際に（独）自動車技術総合機構に支払う法定手数料（1台あたり一律400円）です。
- ・同機構において、自動車の電子的な検査（OBD検査）に必要な技術情報の管理や、軽自動車検査協会等が利用する情報システムの運用を行います。

軽自動車の検査における技術情報管理手数料の納付方法

- ・窓口申請の際は、既存の検査手数料と併せて現金にてお支払いください。
- ・OSS申請の際は、既存の検査手数料と併せてオンライン決済によりお支払いください。

お問い合わせ

手数料の支払い方法以外に関するお問い合わせは、**最寄りの運輸支局**又は**（独）自動車技術総合機構**にお問い合わせください。



令和3年10月からの軽自動車の検査手続きに関する手数料一覧表

検査内容	検査手数料	技術情報管理手数料	手数料合計
新規検査 (完検証提示・指定整備)	1,100円	400円	1,500円
新規検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
継続検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
継続検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
構造等変更検査	1,400円	400円	1,800円
限定検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
限定検査 (持込検査)	1,200円	400円	1,600円
予備検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
予備検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円

※この表にない申請手続き（自動車検査証返納証明書交付や自動車検査証再交付等）については、技術情報管理手数料はかかりません。

